

事務連絡

平成 29 年 3 月 3 日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

柔道整復師の施術に係る医療扶助の給付について

平素より、生活保護行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも全国会議及び「生活保護法による医療扶助における施術の給付について（平成 13 年 12 月 13 日付社援保発第 58 号）」等により周知徹底してきたところですが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨の指導を行っている等の実態があるとの指摘がされているところです。

施術を希望する者に対して、一律に医療機関を受診するよう指導することは、医療扶助の運営において、適切な取扱いではありません。

このため、施術を希望する者に対しては医療扶助運営要領第 3 の 7 「施術の給付」に則り、適切に取り扱うよう、改めて周知徹底を図っていただきたい。

アンダーライン当会記